

一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会

理事会運営規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会（以下「当協会」という。）の理事会に関する事項を定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条

- 1 理事会は、理事全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。
- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集権者)

第4条

- 1 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、各理事が招集する。
- 2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第5条

- 1 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第6条 理事及び監事は理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。ただし、代表理事が欠席する場合は、次条に従って議長となるべき者に対して通知する。

(議長)

第7条

1 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、以下の順序に従って他の理事がこれに当たる。

- ① 副会長
- ② 専務理事
- ③ 常務理事

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、前項に準じて、他の理事が議長に当たるものとする

(遠隔地の理事の理事会出席等)

第8条

1 理事会は、理事が遠隔地にいるときその他相当と認めるときは、理事会及び当該理事双方が音声(映像を伴う場合を含む。以下、同じ。)の送受信により同時に通話をすることができる方法によって開催することができる。

2 前項の方法によって理事会を開催するときは、理事会の議長は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

3 音声の送受信により理事会に出席する理事は、次条に従って議決に加わることができる。

(決議の方法)

第9条

1 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として表決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 前項の特別の利害関係とは、以下の者をいう。

- ① 広告契約における広告主、その役員又は従業員
- ② 選手選考における選手、選手の親族
- ③ 解任決議の対象となる理事
- ④ 当協会による損害賠償請求の相手方、その役員又は従業員
- ⑤ その他、理事が理事会の決議において忠実義務を誠実に履行することが困難と認められるような個人的利害関係ないし当協会外の利害関係を有する場合

5 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（決議事項）

第10条

1 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 当協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事である会長、業務執行理事、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受
- (5) 多額の借入
- (6) 諸規程の策定及びその改廃に係る事項
- (7) その他法令等に定める事項

2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（報告）

第11条

1 会長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又は利益相反取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事は、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、会長及び業務執行理事における、各自の職務の執行の状況の報告はこの限りでない。

(議事録)

第12条

- 1 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した会長及び監事がこれに記名押印(電子署名を含む。)をしなければならない。
- 2 前項の議事録は、10年間当協会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 会長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補足)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附則

- 1 この規則は2022年10月31日より施行する。
- 2 この規則に定める事項は、第1条に掲げる目的の達成のために定期的に見直しを行うものとする。